

議案第 85 号  
令和 2 年度宝塚市一般会計補正予算（第 7 号）

資料 1（152）保育料過徴収による返還金（就学事務事業）

1 目的

西谷認定こども園保育料の保護者負担金で、平成 31 年 4 月分が過徴収になっていることが出納整理期間後に発覚し、過徴収金額を返還するための費用。

2 経費

本来納付すべき額

4 月分 47,200 円

5 月分 47,200 円

※対象者 1 名

納付済額

4 月 納付書にて 47,200 円

5 月 口座引落にて 94,400 円（4 月分 47,200 円+5 月分 47,200 円）

（4 月分を納付書で納付してもらっているが、5 月の口座引落で 2 重に徴収したものの。）

返金する額 47,200 円

補正額 48,000 円